

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づく指定障害福祉サービスの居宅介護、重度訪問介護、同行援護

運営規程の記載

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)に基づくヘルパーステーションあうる(居宅介護、重度訪問介護、同行援護)運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 kind care(以下「事業者」という。)が設置するヘルパーステーションあうる(以下「事業所」という。)において実施する指定障害福祉サービス事業の居宅介護(以下「指定居宅介護」という。)、重度訪問介護(以下「指定重度訪問介護」という。)、同行援護(以下「指定同行援護」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定居宅介護、指定重度訪問介護、指定同行援護(以下「指定居宅介護等」という。)の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者(以下、「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定居宅介護等の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する利用者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において当該利用者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該利用者等の外出に必要な援助を適切かつ効果的に行うものとする。

3 指定居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な指定居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。

4 指定居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、指定相談支援事業者、指定障害者支援施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者(以下「障害福祉サービス事業者等」という。)との密接な連携に努めるものとする。

5 前五項のほか、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」「(平成17年法律第123号。以下「法」という。))」、「沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成25年沖縄県条例第29号)及び「沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年沖縄県条例第31号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定居宅介護等を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 指定居宅介護等の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 指定居宅介護等を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 ヘルパーステーションあうる
- （2）所在地 沖縄県中頭郡中城村字南上原 955 番地 3

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名（常勤職員 ※サービス提供責任者兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護等の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 6 名（常勤職員 ※内 1 人は管理者兼務）

サービス提供責任者は、次の業務を行う。

（ア）利用者等の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画」、指定同行援護にあつては「同行援護計画」を記載した書面（以下、提供するサービスが指定居宅介護にあつては「居宅介護計画書」、指定重度訪問介護にあつては「重度訪問介護計画書」、指定同行援護にあつては「同行援護計画書」という。）を作成し、利用者等及びその家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画書、重度訪問介護計画書、同行援護計画書を文書又は電磁的方法等により交付する。なお、電磁的方法等による場合は事前に利用者等及の同意を得るものとする。

（イ）居宅介護計画、重度訪問介護計画、同行援護計画（以下「居宅介護計画等」という。）の作成後において、当該居宅介護計画等の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画等の変更を行う。

（ウ）事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

- （3）従業者 10 名以上（常勤職員 3 名以上、非常勤職員 7 名以上）

従業者は、居宅介護計画等に基づき指定居宅介護等の提供に当たる。

（営業日及び営業時間等）

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く。
- （2）営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- （3）サービス提供日 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く毎日とする。
- （4）サービス提供時間 午前 6 時から午後 0 時までとする。

- 2 前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。
- 3 サービスの提供にあたっては、第 1 項の（3）及び（4）に関わらず、利用者等からの相談に応じるものとする。

（指定居宅介護等を提供する主たる対象者）

第 7 条 指定居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障害者（18 歳未満の者を除く）
 - （2）知的障害者（18 歳未満の者を除く）
 - （3）障害児（18 歳未満の身体に障害のある児童及び 18 歳未満の知的障害のある児童）
 - （4）精神障害者（18 歳未満の者を含む）
 - （5）難病患者等（18 歳未満の者を除く）
- 2 指定重度訪問介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- （1）身体障害者（18 歳未満の者を除く）
 - （2）障害児（18 歳未満の身体に障害のある児童のみ）
- 3 指定同行援護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。
- （1）視覚障害を有する身体障害者（18 歳未満の者を除く）
 - （2）視覚障害を有する障害児（18 歳未満の身体に障害のある児童のみ）

（指定居宅介護等の内容）

第 8 条 事業所で行う指定居宅介護等の内容は、次のとおりとする。

- （1）居宅介護計画等の作成
- （2）身体介護に関する内容
 - ア 食事の介護
 - イ 排せつの介護
 - ウ 衣類着脱の介護
 - エ 入浴の介護
 - オ 身体の清拭、洗髪
 - カ 通院等介助（（3）の事業として実施する通院等のための乗車又は降車の介助を除く。）
 - キ その他必要な身体介護
- （3）通院等のための乗車又は降車の介助
通院等の介助について、本事業所の従業者が自ら運転して通院等を支援する。
- （4）家事援助に関する内容
 - ア 調理
 - イ 衣類の洗濯、補修
 - ウ 住居等の掃除、整理整頓
 - エ 生活必需品の買い物
 - オ 関係機関との連絡
 - カ その他必要な家事
- （5）重度訪問介護に関する内容
入浴、排せつ、及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介

護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助

(6) 同行援護に関する内容

- ア 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）
- イ 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護
- ウ 排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助

(7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(2) から (6) に附帯するその他必要な介護、家事、相談、助言。

(利用者及び障害児の保護者から受領する費用の額等)

第9条 指定居宅介護等を提供した際には、利用者及び障害児の保護者から当該指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合、利用者から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費（又は訓練等給付費）の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を文書又は電磁的方法等により利用者及び障害児の保護者に対して交付するものとする。なお、

3 第11条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合は、その実費を利用者及び障害児の保護者から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

- (1) 事業所から片道5キロメートル未満 0円
- (2) 事業所から片道5キロメートル以上 15円

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者及び障害児の保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者及び障害児の保護者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障害児の保護者に対し交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者及び障害児の保護者の依頼を受けて、当該利用者等が同一の月に指定障害福祉サービス及び指定施設支援（以下「指定障害福祉サービス等」という。）を受けたときは、当該利用者等が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額を算定するものとする。この場合において、利用者負担額等合計額が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1項に規定する負担上限月額、又は令第21条第1項に規定する高額障害福祉サービス費算定基準額を超えるときは、指定障害福祉サービス等の状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者及び指定障害者支援施設に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 1 1 条 通常の事業の実施地域は、中城村、北中城村、西原町、南風原町、宜野湾市、浦添市、那覇市、沖縄市、北谷町、うるま市の全域とする。

(緊急時及び発生時等における対応方法)

第 1 2 条 現に指定居宅介護等の提供を行っているときに利用者等に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用者等の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 主治医への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定居宅介護等の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者等に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

第 1 3 条 提供した指定居宅介護等に関する利用者等及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定居宅介護等に関し、法第 10 条第 1 項又は法第 48 条第 1 項の規定により市町村が、また、法第 11 条第 2 項又は法第 48 条第 1 項の規定により沖縄県知事が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者等及びその家族からの苦情に関して市町村又は沖縄県知事及び市町村長が行う調査に協力するとともに、市町村又は沖縄県知事及び市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

【沖縄県福祉サービス運営適正化委員会の連絡先】

住所：沖縄県那覇市首里石嶺町 4－3 7 3－1 沖縄県総合福祉センター 4 階

電話：0 9 8－8 8 2－5 7 0 4 F A X：0 9 8－8 8 2－5 7 1 4

(個人情報の保護)

第 1 4 条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書又は電磁的方法等により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(感染症及び非常災害対策)

第15条 事業者は、別途定めた、「事業所防災及び危機管理に関する計画」に基づき、感染症及び非常災害の対応として、次の措置を講ずることとする。

- (1) 感染症及び非常災害の対策委員会の設置及び開催
- (2) 感染症及び非常災害に関する責任者の選定及び設置
- (3) 感染症及び非常災害発生時における関係機関への通報及び連絡体制の整備
- (4) 職員に対する感染症及び非常災害の発生を想定した研修・訓練等の実施

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、別途定めた「事業所防災及び危機管理に関する計画」に基づき、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止委員会の設置及び開催と検討結果の職員への周知
- (2) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
- (3) 成年後見制度の利用支援
- (4) 苦情解決体制の整備
- (5) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第17条 事業者は、別途定めた「事業所防災及び危機管理に関する計画」に基づき、身体拘束の適正化を推進するため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束等の拘束適正化検討委員会の設置及び定期開催と検討結果の従業者への周知
- (2) 身体拘束等に関する責任者の選定及び設置
- (3) 職員に対する身体拘束等の適正化についての研修の実施

(ハラスメント防止対策)

第18条 事業者は、別途定めた「事業所防災及び危機管理に関する計画」に基づき、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動又は妊娠、出産等に関する言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されること(以下、ハラスメントという)を防止し、適切な職場環境を維持するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) ハラスメントに関する方針の労働者への周知・啓発
- (2) ハラスメントに関する責任者及び相談窓口の設置
- (3) 相談内容の解決体制の整備
- (4) 職員に対するハラスメント防止対策の周知・啓発するための研修の実施

(業務継続計画の策定)

第19条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定及び従業員への周知徹底
- (2) 業務継続計画に基づいた従業員への定期的な研修・訓練の実施(年1回以上)
- (3) 業務改善計画の定期的な見直し

(衛生管理の徹底)

第20条 事業所は、従業員の清潔保持及び健康状態の管理、設備と備品等の衛生的な管理のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」）の設置及び専任の感染対策担当者の配置
- (2) 感染対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うこともできる）の定期的な実施（6月に1回以上）及び委員会での検討結果についての従業員への周知徹底
- (3) 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- (4) 発生時の事業所内の連絡体制及び関係医療機関への連絡体制の構築
- (5) 感染症の予防及びまん延防止のための定期的な研修・訓練の実施（年1回以上）

(その他運営に関する重要事項)

第21条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1カ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
- 4 事業所は、指定居宅介護等の利用について市町村又は相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力するものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年9月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

この規程は、平成30年11月1日から施行する。

この規程は、令和1年11月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年12月17日から施行する。

